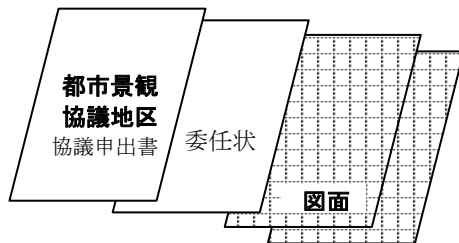


地区計画、景観計画、都市景観協議地区を同時期に、
 同じ窓口（みなとみらい・東神奈川臨海部推進課）に行う手続きの場合は、
第2段階 の申請時に申請図面等をまとめることができます。

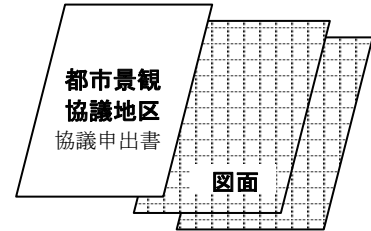
まとめる場合は、図面等の提出部数を少なくすることができます。

第1段階


まず、都市景観協議地区の協議の申出を行ってください。



× 2部



一般の閲覧用 × 1部

※ 図面  は同じものです。

※ 閲覧用は個人情報等を未記入とできます。

第2段階

都市景観協議後、以下の手続きの場合に、まとめることができます。

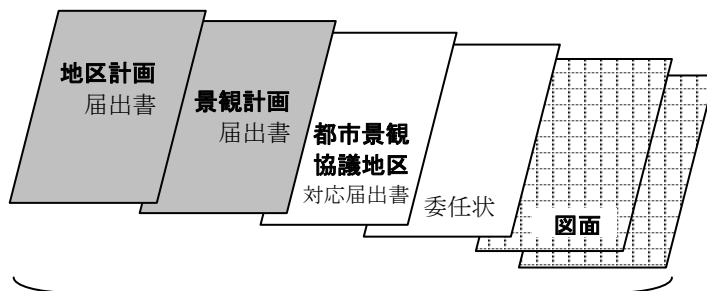
次の手続きのうち、2つ以上同時に行う場合に対象となります。

- 地区計画の届出書
- 地区計画の形態意匠の認定申請書（都心再生課以外（市街地建築課など）の提出案件は除く）
- 景観計画の届出書
- 都市景観協議地区の対応届出書

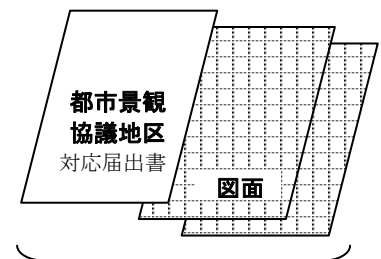
まとめ方

届出書等の様式は、各制度ごとで必要です。添付図書は③に示す部数の添付で足りります。

《例》地区計画（2部必要）と景観計画（2部必要）と都市景観協議地区（3部必要）を同時に行う場合



これで1つにまとめる × 2部



一般の閲覧用 × 1部

□添付図書の部数

行う手続きのうち、最大で必要となる図書数を添付してください。

- 都市景観協議地区の協議対応届出書と他の手続きを同時に行う場合は、3部
- 都市景観協議地区の協議対応届出書以外の手続きを同時に行う場合は、2部

《例》地区計画（2部必要）と景観計画（2部必要）と都市景観協議地区（3部必要）を同時に行う場合

これまでは

それぞれの手続きだったため、提出部数は合計で7部必要でした。

これからは

都市景観協議地区が最大で3部必要であるため、図面などの添付図書は3部で足りります。